

唐津地区寮食堂整備に伴う厨房備品の売買契約書（案）

発注者である佐賀県立唐津東高等学校（以下「甲」という。）は、受注者である〇〇（以下「乙」という。）と、次の表に掲げる物品の売買について、以下のとおり契約を締結する。

購入品目	別紙仕様書による。
契約金額	¥ - （うち消費税及び地方消費税相当 ¥ -）
納入期限	令和 7 年 1 2 月 2 6 日
納入場所	県が指定する場所（唐津市内）

（信義則）

第 1 条 甲及び乙は、この契約の条項を信義に従い、誠実に履行するものとする。

（契約保証金）

【契約保証金が必要な場合】

第 2 条 乙は、この契約の締結と同時に契約保証金として金 円を甲に納付しなければならない。

2 前項の契約保証金には、利息をつけない。

3 甲は乙が契約を履行したときに第 1 項に定める契約保証金を還付するものとする。

【契約保証金免除の場合】

第 2 条 契約保証金は、佐賀県財務規則（平成 4 年佐賀県規則第 3 5 号）第 1 1 5 条第 3 項第○号の規定により免除する。

（物品の納入及び検査）

第 3 条 乙は、仕様書の物品を納入しようとするときは、品目、数量及び納期について、事前に甲の指示を受けなければならない。

2 乙は、甲が指定する数量の物品を分割して納入しようとするときは、甲の指定する者の

立会いのもと、納入物の内容及び数量について納入の都度検査を受けなければならない。

- 3 乙が行う契約の履行は、前項の検査に合格し、甲の確認をもって完了するものとする。
- 4 乙は、物品を納入するのに必要なすべての費用を負担するものとする。
- 5 乙は、天災その他避けがたい理由により、物品を納入することができないときは、直ちに甲に通知し、その指示を受けなければならない。

(代金の支払)

- 第4条 甲は、乙が、分割納入に係る第3条の検査に合格した後、乙が提出する適正な請求書を受領した日から30日以内に代金を支払うものとする。
- 2 前項の支払期限までに支払わないときは、支払期限到来の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、年2.5%の割合で算定した遅延利息を乙に支払うものとする。

(履行期限の延長)

- 第5条 乙は、天災地変その他自己の責によらない理由により、履行期限までに委託業務を完了することができないときは、甲に対し遅滞なくその理由を付して履行期限の延長を求めることができるものとする。ただし、その延長日数は甲乙協議して決する。

(契約金額の変更)

- 第6条 履行期限内に経済事情の激変又は、予期することのできない理由の発生に基づき契約金額が著しく不相当であると認められるときは、実情を調査し、甲乙協議のうえ、契約金額を変更することができる。
- 2 調達する品目及び数量に変更の必要が生じた場合は、甲乙協議のうえ、契約金額を超えない範囲において、調達資材の内容を変更することができる。
 - 3 契約期間の満了までに、仕様書に掲げる全ての資材の品目及び数量を調達しないこととなった場合は、納入実績に応じて清算を行うものとする。

(危険負担)

- 第7条 契約履行前の物品の滅失、損傷その他の損害については、乙の負担とする。

(権利義務の譲渡などの禁止)

- 第8条 乙は第三者にこの契約の履行を委託し、又は契約による権利を譲渡し、若しくは義務を引き受けさせてはならない。ただし、甲の承諾がある場合については、この限りでない。

(機密保持)

- 第9条 乙及び乙の使用人は、この契約の履行に関して知り得た情報を機密情報として扱うものとし、他の目的に使用し又は第三者に開示・漏洩してはならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、特に定めがない限り次の各号の情報を機密情報として扱わない。
 - (1) 第三者から入手した情報で守秘義務を負うことなく正当に入手した情報及び開示について当該第三者の書面による承諾を得た情報
 - (2) 甲又は第三者から開示された情報によらずして、独自に開発した情報

(3) 公知のもの、又は甲若しくは第三者から得た後、自己の責によらないで公知となった情報

3 甲は、乙又は乙の使用人が第1項の規定に違反した場合は、乙より契約金額の100分の10に相当する違約金を徴収する。

4 乙は、前項の場合において、甲に違約金を超える金額の損害がある場合は、当該金額から違約金を控除した額を甲に賠償しなければならない。

5 乙又は乙の使用人が第1項の規定に違反したことにより、第三者に損害を与えた場合には、乙は、その損害を賠償しなければならない。この場合において、甲が前項の規定により違約金を徴収することを妨げない。

6 本条の規定は、本契約の終了又は解除後も効力を有する。

(契約の解除)

第10条 甲は、乙がこの契約に違反した場合のほか、次に掲げる場合に該当すると認めるときは、契約を解除することができる。

(1) 履行期間までに契約による義務を履行し終わる見込みがないとき、又は契約を履行しなかったとき。

(2) 契約履行につき不正の行為があったとき。

(3) 正当な理由がなく甲の指示に従わないとき。

(4) 自己又は自社の役員等が、次のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない。

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(損害賠償及び違約金)

第11条 乙は、自己の責めに帰すべき理由によって甲の指示する納入期限までに物品を完納しないときは、遅延日数につき年2.5%の割合で算定した額の金額を履行遅延による損害賠償金として甲に支払うものとする。

2 甲は、この契約を解除したため、損害を被ったときは、乙から違約金として契約額の100分の10の額を徴収する。

2 前項の規定による違約金の徴収は、甲の損害賠償の請求を妨げない。

3 第1項の規定により甲から請求を受けた場合において、乙が甲の定めた期間内に支払わ

なかったときは、乙は期限の翌日から支払った日までの日数に応じてその支払うべき金額に年2.5パーセントの割合で計算した額に相当する金額を甲に支払わなければならない。

(契約不適合責任)

第12条 乙は、納入した物品が契約の内容に適合しないものであるとき、又は、物品の納入後に正常な管理のもとにおいて生じたと認められる破損、変質、性能の低下その他の事故があったときは、甲がこれらの事実を知った日から1年以内に通知したものについて、自己の負担で修理又は交換するものとする。

(疑義の解決)

第13条 この契約に定める事項に疑義が生じた場合、甲及び乙が協議して定めるものとする。また、この契約に定めのない事項で必要がある場合は、佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号）の定めるところによる。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を所持するものとする。

令和 7 年 月 日

甲 佐賀県唐津市鏡新開1
佐賀県立唐津東高等学校長 清水 耕三

乙